

石 金 道

ISHIZUCHI



道後温泉(松山市提供)

年頭のごあいさつ	2
平成24年度特定健康診査及び 特定保健指導の実施状況について	3
平成24年度医療費の3要素の 全国との比較/他	4
交通事故や公務災害・通勤災害での 組合員証等の使用について	5
平成25年度共済事業に関する懇談会 のご意見・ご要望について	6
教育資金の借入れをお考えの方に 入学・修学貸付のご案内です!	11
共済貯金事業内容変更のお知らせ	11
簡単・便利・低利な物資事業を ご利用ください	12
花粉飛散前からの対策	13
えひめ共済会館利用料金改定のお 知らせ	15

CONTENTS

年頭のごあいさつ



理事長

高須賀 功

新年あけましておめでとうございます。組合員の皆様には、ご家族お揃いでお健やかな平成26年の新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、本組合の事業運営に関しまして、平素より多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、人口の高齢化が急速に進展する中、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図ることが求められております。

このため、昨年8月6日に社会保障制度改革国民会議が取りまとめた「最終報告書」を踏まえ、同月21日に閣議決定された「法制上の措置の骨子」に基づき、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示するものとして「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」が国会に提出され、昨年12月5日に成立いたしました。

「法制上の措置の骨子」による社会保

計画」を平成26年度から推進することとしております。

本組合では毎年度「短期給付財政安定化計画」を策定し、設定した目標を達成するための各種対応策を実施しておりますが、これまで以上に保険者機能を発揮することが求められますので、特定健康診査・特定保健指導による生活習慣病の予防に努め、組合員、ご家族皆様の健康の保持増進に寄与するよう取り組む所存であります。

一方、公的年金制度関係につきましては、マクロ経済スライドに基づく年金給付額の改定や高齢期の就労と年金受給の在り方などは今後検討することとされており、具体的な法案提出時期は示されておりません。

このような状況下、被用者年金一元化法に基づき、平成27年10月から、2階部分の共済年金は厚生年金に統一され、廃止される職域部分に代わる新たな「年金払い退職給付」が新設されます。

また、これに伴い地方公務員共済制度における掛金・負担金の算定基礎が、給料を基準に計算する「手当率制」から現在厚生年金が採用している「標準報酬制」に移行することとなります。

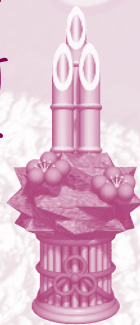
具体的な取扱いについては、現在準備が進められておりますが、制度発足以来の大きな改革となりますので、逐次、情報等をお知らせしたいと考えております。

共済組合を取り巻く情勢は、極めて重要な局面を迎え厳しさを増しておりますが、懇談会等でのご意見・ご要望等を踏まえながら、役員力を合わせ

て、皆様の生活の安定と福祉の向上に寄与できるよう努力を尽くして参りますので、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方の益々のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。

謹賀新年



理事長 高須賀 功 (東温市)

理事 稲本 隆壽 (内子町)

大城 一郎 (八幡浜市)

村上 一郎 (大洲市)

池田 正司 (松山市)

新家 新生 (宇和島市)

石川 勝行 (新居浜市)

青野 勝 (西条市)

清水 裕 (大洲市)

志賀 仁士 (今治市)

和田 雅志 (久万高原町)

二宮 洋之 (鬼北町)

甲岡 秀文 (鬼北町)

武田誠一郎 (今治市)

原田 満範 (松山大学
経営学部教授)

事務局長 山内 定樹

外職員一同

特定健康診査及び特定保健指導の実施状況について

平成24年度の実施状況(平成25年10月31日国への報告分)がまとまりましたので、概況をお知らせします。

特定保健指導の全体の終了者数は、平成23年度から49名増加の440名でした。組合員の訪問型特定保健指導の終了者数が増加傾向にあるのに比べ、組合員、被扶養者ともに利用券を使つての特定保健指導の終了者数は減少傾向になっています。また、喫煙に関する事項では、喫煙率は減少傾向にあるものの、組合員の喫煙者の割合は、23.9%と依然高い割合になっています。

組合員の特定保健指導については、引き続き本組合の保健師等が所属所を訪問して面接を実施し、利用促進を図っております。被扶養者の特定保健指導については、対象者の方にご自宅宛利用券を送付しております。今年度の利用券の使用期限は、平成26年3月31日となっておりますので、早めのご利用をお願いします。

特定健康診査及び特定保健指導は無料で利用でき、ご自身の健康管理・生活習慣の改善に役立つだけでなく、増え続ける医療費の抑制効果も期待できますので、積極的に受診・利用していただくようお願いします。

集 計 事 項			全体(任継組合員を含む)			現職組合員			現職組合員の被扶養者		
			24年度	23年度	増 減	24年度	23年度	増 減	24年度	23年度	増 減
特定健康診査	特定健康診査対象者数 ①	(人)	13,360	13,464	-104	9,304	9,313	-9	3,573	3,645	-72
	特定健康診査受診者数 ②	(人)	10,370	10,824	-454	8,401	8,808	-407	1,807	1,843	-36
	健診受診率 ②/①	(%)	77.6	80.4	-2.8	90.3	94.6	-4.3	50.6	50.6	-0
	評価対象者数 ※1 ③	(人)	10,382	10,850	-468	8,411	8,834	-423	1,809	1,843	-34
内臓脂肪症候群	内臓脂肪症候群該当者数 ④	(人)	1,442	1,545	-103	1,331	1,422	-91	85	100	-15
	内臓脂肪症候群該当者割合 ④/③	(%)	13.9	14.2	-0.3	15.8	16.1	-0.3	4.7	5.4	-0.7
	内臓脂肪症候群予備群者数 ⑤	(人)	1,269	1,347	-78	1,161	1,225	-64	98	102	-4
	内臓脂肪症候群予備群者割合 ⑤/③	(%)	12.2	12.4	-0.2	13.8	13.9	-0.1	5.4	5.5	-0.1
服薬中の者	高血圧症の治療に係る薬剤の服用者割合	(%)	13.4	13.4	0.0	13.7	13.7	0.0	11.0	11.2	-0.2
	脂質異常症の治療に係る薬剤の服用者割合	(%)	9.2	8.5	0.7	9.3	8.6	0.7	8.3	8.0	-0.3
	糖尿病の治療に係る薬剤の服用者割合	(%)	3.4	3.4	0.0	3.8	3.7	0.1	1.2	1.8	-0.6
特定保健指導	積極的支援の対象者数 ⑥	(人)	1,209	1,331	-122	1,150	1,265	-115	49	52	-3
	積極的支援の終了者数 ※2 ⑦	(人)	6	307	-301	5	306	-301	1	1	0
	動機付け支援の対象者数 ⑧	(人)	849	886	-37	731	747	-16	112	126	-14
	動機付け支援の終了者数 ※2 ⑨	(人)	434	84	350	420	69	351	13	15	-2
	特定保健指導の対象者数 ⑥+⑧	(人)	2,058	2,217	-159	1,881	2,012	-131	161	178	-17
特定保健指導の終了者数 ⑦+⑨	(人)	440	391	49	425	375	50	14	16	-2	
喫煙	喫煙者数 ⑩	(人)	2,110	2,307	-197	2,010	2,202	-192	76	76	0
	喫煙者の割合 ⑩/③	(%)	20.3	21.3	-1.0	23.9	24.9	-1.0	4.2	4.1	0.1

※1 ②に加え、全ての検査項目は受診できなかったものの、階層化が可能であった受診者も含んだ数

※2 前年度の特定健康診査の結果に基づく特定保健指導の利用者で、前年の国への報告後に終了したものを含む。

※3 組合員に対する訪問型特定保健指導は、平成23年度は積極的支援、平成24年度は動機付け支援が対象

	<p>特定健康診査とは・・・</p> <p>40歳～74歳の組合員及び被扶養者の方を対象としたメタボリックシンドロームに注目した健診です。</p>	<p>特定保健指導とは・・・</p> <p>特定健康診査の結果を基にリスクに応じ階層化を行い、「積極的支援」又は「動機付け支援」と判定された方には、医師、保健師などの専門家による生活改善等のための支援を受けていただくことになります。</p>	
実施方法	組合員	事業主健診又は人間ドックの受診をもって特定健診に代えます。	組合の保健師等が所属所を訪問し面接を実施します。
	被扶養者	所属所を経由して対象者へ特定健康診査受診券を配付していますので、契約健診実施機関で受診できます。人間ドックの受診者はその受診をもって特定健診に代えます。	対象者には自宅へ「利用券」を送付しますので、契約実施機関で利用してください。

※一部の人間ドック実施機関で「動機付け支援」を利用することができます。

〔平成25年度〕 上半期の医療費の状況

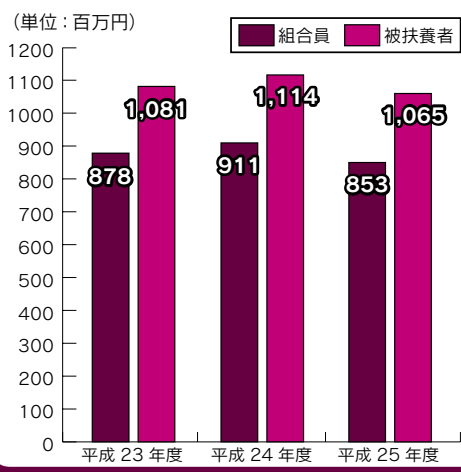
組合員 入院医療費が大幅減

組合員の上半期の医療費は、入院に係る医療費が前年度より約5000万円(16.42%)減少したことに伴い、全体で前年度より約5800万円(6.30%)減少し、3年ぶりの減少となっています。

被扶養者 入院医療費が大幅減

被扶養者の上半期の医療費は、入院に係る医療費が前年度より約3500万円(9.08%)減少したことに伴い、全体で前年度より約4900万円(4.37%)減少しています。

■上半期の医療費



全国との比較

医療費の3要素・1人当たり医療費・平均給料月額・短期財源率の状況

平成24年度の組合員医療費及び平成25年度の財源率の状況についてお知らせします。

医療費の3要素である「受診率」、「1件当たり日数」、「1日当たり金額」のうち、「受診率」については前年度より0.39%増加し、「1件当たり日数」については前年度より0.04日減少しました。いずれも全国平均よりやや低い値で推移しています。「1日当たり金額」については、前年度より66円増加し6723円(12位)と全国平均より高い状態が続いています。

「組合員1人当たり金額」は、10万6998円(33位)となり、平成15年度から10年連続で全国平均(11万1362円)を下回っています。

「平均給料月額」は、前年度より938円減少し32万1492円(31位)で、全国平均(32万3207円)より1715円低い金額となっています。

「短期財源率」は、高齢者医療制度に係る支援金等の大幅な増加に伴い、前年度より17.7%増加して136.5%(2位)となり、全国平均(118.6%)より17.9%高くなっています。



短期財源率・平均給料月額の他県との比較

短期財源率 (平成25年度 対給料 単位:%) (期末手当を除く)		平均給料月額 (平成25年3月末現在 単位:円)	
1 沖縄	147.50	1 大分	335,342
2 愛媛	136.50	2 広島	331,853
3 鹿児島	135.50	3 兵庫	331,699
4 宮崎	134.80	4 島根	331,611
5 長崎	131.20	5 鹿児島	330,889
6 大分	130.70	6 福島	329,786
7 大阪	129.00	7 山形	329,436
8 佐賀	127.50	8 宮崎	329,416
9 熊本	127.50	9 栃木	329,002
10 高知	127.10	10 長崎	328,637
平均	118.60	平均	323,207

組合員の診療諸率の他県との比較

受診率 (平成24年度 単位:%) (1ヶ月100人当たり受診件数)		1件当たり日数 (平成24年度 単位:日)		1日当たり金額 (平成24年度 単位:円)		1人当たり金額(年額) (平成24年度 単位:円) (業前を含む)	
1 宮城	79.75	1 大阪	1.96	1 北海道	7,989	1 北海道	123,398
2 大阪	76.63	2 福岡	1.91	2 沖縄	7,327	2 宮城	123,348
3 徳島	74.51	3 佐賀	1.87	3 石川	7,158	3 奈良	122,803
4 奈良	74.36	4 埼玉	1.84	4 宮崎	7,067	4 佐賀	122,693
5 東京	72.64	5 奈良	1.83	5 大分	7,014	5 大阪	122,294
6 栃木	72.40	6 和歌山	1.81	6 島根	6,869	6 青森	120,186
7 和歌山	71.53	7 鹿児島	1.80	7 福井	6,866	7 福島	119,993
8 福島	71.19	8 青森	1.80	8 山口	6,841	8 茨城	119,307
9 三重	71.11	9 大分	1.79	9 高知	6,777	9 秋田	119,229
10 埼玉	70.67	10 埼玉	1.78	10 宮城	6,771	10 宮崎	118,251
平均	67.58	平均	1.73	平均	6,456	平均	111,362

31 愛媛 321,492 29 愛媛 66.26 33 愛媛 1.69 12 愛媛 6,723 33 愛媛 106,998

38 神奈川	110.00	38 鳥取	64.62	38 岩手	1.66	38 福岡	6,040	38 滋賀	103,471
39 静岡	109.50	39 静岡	63.83	39 長野	1.66	39 和歌山	6,022	39 島根	103,378
40 愛知	109.00	40 富山	63.69	40 秋田	1.66	40 群馬	6,013	40 福井	102,884
41 千葉	108.50	41 福井	63.24	41 三重	1.65	41 千葉	5,954	41 愛知	102,476
42 長野	108.00	42 高知	62.62	42 福島	1.62	42 愛知	5,898	42 岐阜	101,876
43 栃木	107.50	43 宮城	61.89	43 島根	1.62	43 神奈川	5,883	43 山梨	101,059
44 新潟	106.60	44 岐阜	61.65	44 山形	1.62	44 徳島	5,868	44 鳥取	100,962
45 滋賀	106.50	45 愛知	61.39	45 新潟	1.61	45 埼玉	5,739	45 静岡	98,401
46 福井	104.50	46 沖縄	60.89	46 鳥取	1.60	46 東京	5,668	46 群馬	97,280
47 富山	91.20	47 石川	59.88	47 宮城	1.50	47 大阪	5,608	47 長野	95,111

届出が必要ですよ！

交通事故や公務災害・通勤災害での組合員証等の使用について



交通事故のように、第三者に

よって起こったケガや病気は、一

般的にその第三者である加害者が

その損害を補償することになりま

すので、治療にかかった医療費も

加害者が支払うこととなります。

しかし、このような場合であつて

も、**共済組合へ連絡し、手続をす**

ることで、組合員証及び組合員被

扶養者証(以下「組合員証等」とい

う。)を使って治療を受けることが

できます。

この場合、共済組合は治療のた

めの医療費(自己負担分を除いた

7割分)を一時的に立て替えて医

療機関に支払い、後日、被害を受

けた組合員や被扶養者に代わり、

加害者(又は加害者が加入してい

る自賠責保険・任意保険等)へ損

害賠償請求することになります。

組合員証等を使用する場合は、

必ず共済組合に連絡をするとも

に、「**損害賠償申告書**」、「**交通事**

故証明書」などの必要書類の提出

をお願いします。

第三者行為による傷病の例

○第三者と衝突等の交通事故で受けたケガ

○事故車に同乗していて受けたケ

ガ(自損事故の場合も、運転者

が加害者となる第三者行為)

○他人の飼いだにかまれて受けた

ケガ

○暴力行為により受けたケガ

○レストランなどで食べた料理が

原因による食中毒

示談するときは慎重に！

被害を受けた方が加害者と不利

な示談をしてしまうと、共済組合

は加害者に費用を請求することが

できなくなり、負傷等が完治して

いない状態であっても、組合員証

等を使用した治療が受けられない

場合もありますので、示談等を行

う際は十分ご注意ください。

公務上や通勤途上の事故は？

公務上の傷病や通勤途上の負傷

については、組合員証を使って治

療することができません。受診の

際は医療機関の窓口で公務上又は

通勤途上であることを申し出ると

ともに、地方公務員災害補償基金

への公務・通勤災害の認定の申

請をして療養補償を受けてくださ

い。

傷病が公務災害や通勤災害に該

当することが明らかでないなどの

事情で、**やむを得ず組合員証を使**

用する場合は、第三者行為の場合

と同様に共済組合に連絡をする

とともに、「公務傷病発生報告書」を

提出してください。

なお、地方公務員災害補償基金

の療養補償を受けられるのは、同

基金が認定した医療機関だけで

ので、認められていない医療機関

で受診した場合の医療費は全額自

己負担となります。

負傷原因調査にご協力を

共済組合では、「第三者行為」や

「公務災害」に該当する可能性のあ

る傷病で、組合員証等を使用して

受診した方に「外傷性の傷病に係

る負傷原因報告書」を送付してご

回答いただいています。

調査に該当された皆様には大変

お手数をおかけしますが、短期給

付財政の適正な運営のため、ご理

解とご協力をお願いします。

【連絡先】

共済組合保健課医療係

TEL089(945)6313



平成25年度共済事業に関する懇談会開催会場一覧表

開催日	開催地 (選挙区)	出席議員	開催場所	参加人数
7月11日 (木)	四国中央市 (第1区)	志賀 仁士 武田誠一郎	四国中央市役所 4階「会議室」	25名
8月6日 (火)	久万高原町 (第2区)	池田 正司 村上 一郎 和田 雅志	久万高原町役場 2階「大会議室」	30名
8月19日 (月)	東温市 (第2区)	〃	東温市役所 4階「大会議室」	22名
8月22日 (木)	砥部町 (第2区)	池田 正司 和田 雅志	砥部町役場 2階「大会議室」	23名
9月9日 (月)	鬼北町 (第3区)	清家 新生 二宮 洋之	鬼北町近永公民館 2階「講堂」	18名
9月11日 (水)	八幡浜市 (第3区)	〃	八幡浜市役所 5階「大会議室」	24名
合 計				142名

142名参加

平成25年度 共済事業に関する懇談会 — 県内6箇所で開催 —

組合員の皆さまから各事業について広くご意見・ご要望をお伺いするため、平成23年度から開催しております「共済事業に関する懇談会」を本年度は、左表のとおり開催いたしました。開催に当たりご協力をいただきました組合員の皆さま、また開催市役所及び町役場の共済担当課の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

懇談会で出されましたご意見・ご要望につきましては、組合会議員の皆さまにご報告し、貯金事業(期末手当等からの積立)、人間ドック(助成金の引上げ)等の見直しについて、昨年11月11日開催の第185回組合会でご了承をいただきました。その他のご意見・ご要望につきましても、引き続き、組合会議員の皆さまにご検討・ご協議をお願いすることとしております。

主なご意見等及び本組合の回答は、次のとおりです。なお、紙面の都合上ご紹介できなかつたご意見等は、本組合ホームページに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

総則事項

Q

平成26年4月から年金支給開始年齢が段階的に引き上げられるが、自治体が再任用制度(フルタイム勤務職員または短時間勤務職員)を活用した場合における、共済制度の適用について教えていただきたい。また、県内の再任用職員で、市町村職員共済組合に入っている人数を教えてください。

A

定年退職後、フルタイム勤務職員として再任用された場合は、引き続き共済組合制度の適用が受けられます。短時間勤務職員として再任用された場合は、組合員の資格を喪失することになりますので、勤務時間等に応じた医療保険制度や年金制度に加入することになります。

短時間勤務職員の方が、健康保険(協会けんぽ)に加入できる場合は、同時に厚生年金に加入することになります。健康保険に加入できない場合は、厚生年金にも加入できませんので、医療保険制度についてのみ、本組合の任意継続組合員制度又は国民健康保険のどちらかに加入することになります。

なお、本組合に加入している平成25年4月1日時点での再任用職員(フル

タイム勤務職員)の人数は、29人となっています。

Q

市町村職員共済組合は都道府県ごとに設立されているが、組織の再編成について今後の見通しを教えてください。

A

現時点では、明確なものはありません。組織の再編成については、被用者年金の一元化に当たって検討が行われ、共済組合が公務員の年金履歴を管理していることから、これまでどおり共済組合の組織を残すという判断が示されました。しかし、国会では医療保険制度の一元化の議論がなされており、道州制の問題、医療・年金財政の問題などから、将来



四国中央市会場

的には、他の共済組合と同様に、全国連合会を本部として、各都道府県の組織を支部とするなど、組織の再編成について検討される可能性があるものと思われれます。

短期給付関係

Q 新たな高齢者医療制度への移行について、今後の見通しを教えてください。

A 平成24年8月「社会保障制度改革推進法」が成立し、今後の高齢者医療制度は、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ることとされています。その国民会議がまとめた報告書では、消費税の引上げを前提に全世代対応型への社会保障改革を実現し、負担のあり方は「年齢別」から「負担能力別」に変えることを促しています。そして、国民健康保険の保険者は都道府県とし、財政と医療提供体制の両者に責任を持つ体制とする。また、後期高齢者支援金の被用者保険間の負担方法は全面総報酬割を導入するなどとなっています。

政府は、すでに与党間の調整に入っており、秋の臨時国会に提出する社会保障制度改革の「プログラム法案」の大纲を閣議決定しました。今後の動向に注目していきたいと思えます。

Q 短期財源率等の状況をみると、平均給料月額が全国1位の共済組合でも短期財源率が高くなっている共済組合がありますが、理由を教えてください。

A 短期財源率は、収入面では総報酬額が要因となりますが、支出面では、組合員と被扶養者の医療費や高齢者医療制度への納付金、支援金等の拠出金のほかに被扶養者の扶養率が大きく影響しますので、必ずしも平均給料月額が高いからということだけで短期財源率が低くなるとは限りません。

本組合においては、収入の面では、



久万高原町会場

組合員数の減少に加え、総報酬額の増加が期待できない状況にある一方、支出の面では、短期経理の支出に占める前期高齢者納付金など高齢者医療に係る拠出金の割合が、平成25年度においては、51%を占める状況となっています。また、扶養率が全国平均(1.06人)を上回る1.19人となっていること、欠損金補てん積立金が十分に積立てられてない状況にあることなども、本組合の短期財源率が全国的に高くなる主な要因となっています。

年金関係

Q 年金一元化(平成27年10月)後においては、公務員年金の3階部分に年金払い退職給付が新たに設けられるが、これに伴い旧職域年金部分は廃止されるということでしょうか。

A 平成27年9月までの期間のある方は、それまでの期間については、現行の職域年金部分の計算で行うこととなりますので、平成22年頃までは、現行の職域年金部分の計算と年金払い退職給付が混在することになります。

平成27年10月以降に新規採用された方からは、年金払い退職給付のみの計

Q 年金一元化の話が現実味を帯びてきているが、一元化するとどう変わるのか、結果的に損をすることになるのか具体的に教えてください。

A 一元化の目的の一つに共済年金と厚生年金の制度的な差異の解消があります。この差異の解消は、共済年金の有利な部分を見直し厚生年金に揃えることにありますので、共済年金のメリットは、在職中であっても障害共済年金が支給されるようになることぐらいかと思われます。また、その流れの中で、共済年金にある職域年金部分は廃止され、形を変えて「年金払い退職給付」が創設されることになりました。

一元化により大きく変わる点は、次のとおりです。

- ① 年金の名称が退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金から老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金に変わります。
- ② 年金を決定するときに計算の基礎となる平均給料月額、平均給与月額が平均標準報酬月額、平均標準報酬額に変わります。
- ③ 掛金・負担金の計算が、基本給に掛金率・負担金率を乗じて計算する方法から、厚生年金と同じく一人一

人の標準報酬額を決定し、それに掛金率・負担金率を乗じて計算する方法に変わります。

④ 日本年金機構と各公務員共済で年金関係の請求書・届書等が統一されます。年金相談、年金請求手続等がワンストップサービスとなりますが、そのためには情報を共有化する必要があります。どこまで共有化できるかについて、現在検討がなされています。

⑤ 共済年金の1・2階部分の保険料が引き上げられて、厚生年金の保険料率(上限18・3%)に統一されます。



東温市会場

保健事業関係

Q 人間ドック補助金について、人事異動や特別職の就任など本人の責めに帰すことのできない場合などは追加募集を認めていただきたい。

A 6月開催の労働安全衛生業務担当者会でも要望がありまして、募集締切り後において、組合員資格を取得した場合などの取扱いについて、別途申込みの機会を設ける方向で、議員協議会等において協議しているところです。

Q この取扱いについては、特定健康診査及び事業主健診との調整の必要や、健診機関の受入枠の問題が考えられますので、対象者の範囲、基準日、募集方法等について、現在検討しております。

Q 脳ドックの利用については、3事業年度に1回とし、利用年齢を50歳以上に限定していますが、40歳代についても5事業年度に1回とするなどの方法により認めていただけないでしょうか。

A 脳ドックは、現在、50歳以上の組合員を対象に3事業年度に1回の利用として実施しています。

脳ドックの必要性は認識しているところですが、実施機関が非常に少なく、受診受入枠が限られていることから現在の条件でお願いしていますので、脳ドックをオプションで実施している健診機関などをご利用いただくなど、調整をお願いできればと思います。

Q 特定保健指導の対象者に積極的な保健指導を実施し、医療費の抑制につなげていただきたい。

A 本組合では、特定保健指導の支援対象となった組合員の方については、共済組合(又は委託機関)の保健師が所属所にお伺いし面接を行い、その後は通信等の支援を継続する保健指導を実施しております。検査結果やこれまでの指導歴などを検討し順次ご案内しております。

また、被扶養者で対象となった方には、「特定保健指導利用券」を配付し、契約実施機関等で保健指導を受けていただくこととしておりますが、ご利用が少なく、なかなか受診率、利用率の向上が難しいのが現状となっております。

特定保健指導は、生活習慣病に進む危険性が高い方を少しでも早い段階で改善していくものであり、将来的には医療費抑制において極めて効果的と考えられていますので、40歳以上75歳未

満の年齢に達する組合員、被扶養者の方は、是非、特定健診を受診していただき、特定保健指導の対象となられた方は必ず保健指導を受けていただくようお願いいたします。

Q 年々増加しているガンによる患者予備群を早期に見つけるため、PET検査の補助を考えてほしい。受施設等の地域間格差はあるかもしれないが、検討をお願いしたい。

A PET検査は、ガンの早期発見に役立つ最先端医療技術の新しい検査方法とされていますが、県内におけるPET検査設備のある医療機関は数箇所でありまして、また、健診機関での受診枠も少なく、高額な健診検査料金となり、ご指摘のとおり健診機関に地域格差も生じてきます。

保健事業の助成については、人間ドックやがん検診など少しでも多くの組合員等が幅広く受診機会を得られるよう、また、格差のない健診を広く受けられるように考えておりますので、ご理解いただければと思います。

Q えひめ共済会館は、組合員に対して助成制度があるが、助成の様式をホームページでダウンロードできるでしょうか。

A えひめ共済会館利用助成や福祉施設利用助成等の様式は、本組合ホームページのトップページに「各種請求様式欄」があり、福祉事業の保健事業部分からダウンロードできるものになっております。また、えひめ共済会館のフロントにも用意しておりますので、宿泊時に組合員証等を持参されご使用いただければと思います。

なお、えひめ共済会館のホームページからも様式「愛媛共済会館利用助成金請求書」をダウンロードできるよう検討しておりますので、ご理解をお願いいたします。

Q 共済組合が50歳以上を対象として実施している「ライフプランセミナー」の内容について教えていただきたい。

A 生涯を通じた生活設計づくりを支援することを目的として、

50歳代の組合員を対象に退職準備型ライフプランセミナーを開催しています。今年度は、7月17日～19日までの3日間、えひめ共済会館において開催し、150名の参加をいただきました。

セミナーでは、ライフプランの作成方法や「生きがい」「家庭経済」「健康づくり」について受講していただき、また、ビデオ上映のほか、共済制度や互助会事業について説明をしております。年金制度や退職手当等が見直しされ

る中、定年退職後の20年を超える人生を、いかにより充実して過ごしていくかが重要であり、そのためにも「ライフプラン」を立てて、備えておくことが求められていますので、是非ご参加ください。



砥部町会場

宿泊関係

Q えひめ共済会館の近隣に住んでいるため宿泊する機会がないので、魅力ある宴会プラン等の企画をお願いしたい。

A えひめ共済会館では、忘年会、新年会、歓送迎会の宴会プランのほか、ビアパーティ形式(20名以

上の場合)の宴会プランなどをご用意しております。今後魅力ある宴会プランの企画作りに努めてまいりますので、是非、ご利用いただければと思います。



鬼北町会場

貯金事業関係

Q 共済貯金については、現状でも1・0%の利率を設定いただきありがたいと思えますが、できれば若干でも利率を上げていただきたい。

A 国債などの利回りが低下し、資金の運用環境が厳しくなっていますので、現状での共済貯金の利

率の引上げは難しいところですが、今後、積立金の状況、将来の運用利回り、貯金經理の収支などを考慮しながら検討していきたいと思えます。

Q 共済貯金は他の金融機関と比べても支払利率が1・0%と高く、組合員にとって非常に有利な制度ですが、共済貯金のことを知らない組合員もいるようです。加入率は約60%しかありませんので、共済貯金をPRするようなキャンペーン等配布するなご検討してはいかがでしょうか。

A 貯金事業の周知については、毎年、ポケットカレンダーの配付や共済だよりのPRに努めておりますが、更にPR方法を検討しまして、組合員の皆さまに周知できるようにしていきたいと考えています。



Q

共済貯金は、個人別カード（個人別番号表示）を配付して、電話によるガイダンスで組合員の暗証番号で指定口座のみに振り込むようなシステムの導入は検討できないか。

なお、この提案は、組合員にとっては利便性が高まりますが、次のような課題が考えられます。

- ① 多額の制度導入費用や維持管理費費用の発生
- ② 総務省監査などの対応の課題
- ③ 資金運用

A

貯金事業は、全国連合会の基幹システムを構成組合が利用することで必要経費を抑えており、ご提案のようなシステムは、独自システムの構築になりますので、初期導入費用や保守管理費用などの経費が高額になるものと考えます。

また、総務省から印鑑照合を行うよう指導されていることもあり、ご提案のようなシステムを導入することはできないものと考えています。

Q

共済貯金はペイオフが適用されますか。

A

銀行が破綻した場合はペイオフにつきましても、共済組合

は預金保険機構対象の金融機関ではありませんので、共済組合と皆さまとの間で、1000万円を限度として預金を保護するペイオフの取扱いは適用されません。

このため、共済組合ではリスクを最小限に抑えるよう取引金融機関の格付、自己資本比率、決算状況などに注意しながら運用しています。有価証券についても、安全重視での運用に努め、組合議員、監事には監査などの際に取引金融機関の状況を報告しています。

また、万一に備えて欠損金補てん積立金を積み立てています。積立金を含めた剰余金の合計は、平成24年度末で41億円となっています。

なお、ペイオフに関しましては、本組合のホームページに掲載していますのでご覧ください。

貸付事業関係

Q

年間返済金額が年収の30%以内という貸付条件となっていますので、銀行等で住宅ローン貸付を受けていた場合、基本的に他の貸付を受けることが出来ないと思われませんが、貸付限度額を減額するなどにより、緩和することはできないか。

A

貸付事業は、総務省の示す貸付準則に基づいて貸付規程が設けられていることや、全国の共済組合で共同実施しております貸付債権共同保全事業の適用を受けていることから、貸付限度額、貸付条件、貸付審査などに係る事業内容を構成組合が独自に変更することはできないこととなっています。

また、30%の貸付条件を緩和しますと、無理な返済に陥り、貸付事故に繋がる恐れが非常に高くなっていくものと考えています。実際には、民間の住宅ローン返済中でありましても、30%の利用制限に該当しないため、普通貸付などの貸付けを受けられている事例は多数あります。

物資供給事業関係

Q

物資供給事業を利用する場合、自動車等の購入において限度額200万円ではかなり自己資金等が必要となるため、共済組合立替限度額の引上げを検討していただきたい。

A

組合員の皆さまが物資供給事業を利用し易いように限度額の引上げを検討しましたが、損害保険会社の貸付事故保険の引受条件の関係で、限度額の引上げや償還期間の延長のように、貸付事故リスクが高くなる

ような見直しはできない状況です。このため、共済組合としましては、物資供給事業と貸付事業を併用してご利用いただければと考えています。



八幡浜市会場



共済貯金

平成26年6月期から ボーナス定例貯金開始

平成26年4月から、共済貯金の事業内容の一部が次のように変わります。

ボーナスからの控除による定例貯金の新設

毎月の給料からの控除による定例貯金に加え、これとは別に、ボーナス（期末勤勉手当）からの控除による定例貯金がご利用可能となります。

平成26年6月期から、6月及び12月の年2回、任意の額（千円単位）を貯金することができるようになります。
※ボーナスからの控除による定例貯金に関する事務手続の詳細につきましては、後日あらためて共済組合から所属所の共済事務担当課（係）へお知らせすることとしています。

一部払戻金送金通知の廃止

一部払戻金の送金時にお送りしている「共済貯金送金通知書」は廃止し、平成26年4月1日以降、解約金の送金時にのみ「貯金解約通知書」をお送りすることになります。

様式変更

上記の変更に伴い、平成26年4月1日から、次の様式が変わります。

- ・貯金加入申込書（様式第1号）
- ・臨時増額貯金払込通知書（様式第2号）
- ・変更届（様式第3号）

※変更後の新様式につきましては、平成26年3月31日までに所属所の共済事務担当課（係）へお送りする予定です。



教育資金の借入れを お考えの方に

入学・修学貸付のご案内

共済組合には、入学・修学に係る貸付制度があります。ご利用ください。

	入学貸付 申込受付中です	修学貸付 2月下旬から受付します
	入学時に要する諸費用（入学金・教科書代・授業料・家賃等）の資金の貸付	入学後の修学に要する諸費用（授業料・家賃等）の資金の貸付
限度額	○給料月額6か月分以内（申込みは、1万円単位で200万円を限度とします。） 	○修業年限の年数に相当する月数1月につき、10万円以内（申込みは、1万円単位で1学年につき年額120万円を限度とします。） [毎年3月又は4月に1年分を申し込むのを原則とし、5月以降の申込みは、申込みの翌月から起算し、当該貸付を行う事業年度の残月数分の貸付になります。]
償還方法	○貸付を受けた月の翌月から毎月元利均等償還（最高120回） ○申し出により修業年限（貸付月の翌月から起算）を限度として元金の据え置きができます。（元金据置期間中は利息分のみの支払い）	○修学が終了した月の翌月から毎月元利均等償還（最高150回） ○修学期間中は元金据え置き（元金据置期間中は利息分のみの支払い）
添付書類	○合格通知書又は入学許可証（据え置きを希望する場合は、申立書を提出してください。） ○入学金、教科書代、授業料、家賃等が確認できる書類等	○在学証明書（入学前の場合は、合格通知書又は入学許可証を提出し、入学後に在学証明書を提出してください。） ○授業料、家賃等が確認できる書類等

○貸付利率は、年2.72%（変動）です。
※貸付規程の本則利率の改正や財政融資資金利率の変動に伴い変動します。
※保険料の一部負担年0.06%を含んでいます。

○毎月の償還額（他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。）が給料月額の30%を超える場合、又は年間の償還額（他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。）が年収の30%を超える場合は、貸付を受けられません。
～（お申込み）は所属所の共済事務担当課（係）まで～

■毎月償還表〔抜粋〕 （平成26年1月1日現在）

入学貸付（年利2.72%）			修学貸付（年利2.72%）		
貸付額	償還月額	償還回数	貸付額	償還月額	償還回数
50万円	8,922円	60回	*120万円	13,923円	96回
*100万円	12,295円	90回	*240万円	21,058円	132回
*150万円	15,674円	108回	*360万円	28,338円	150回
*200万円	19,055円	120回	*480万円	37,783円	150回

*貸付額が100万円以上のときは、ボーナス併用償還の選択も可能です。

ローンで自動車等のご購入をお考えの方に

償還利率 年2.9%(変動)

物資供給事業をご利用ください

簡単 便利 低利

STEP 1

物資購入票



○所属所の共済事務担当課(係)に申し出をして、共済事務担当者職氏名が記入・押印されている物資購入票(2部複写)を受け取ります。

STEP 2

共済組合用



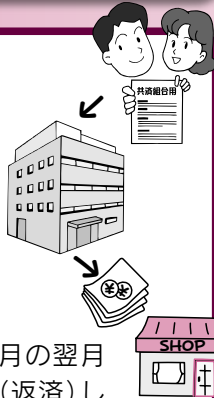
○物資供給事業契約業者(指定店)*1に共済組合の物資供給事業を利用する旨を伝え、物資購入票に購入商品名・共済組合立替金額*2等を記入し、指定店に確認印をもらって、共済組合用を持ち帰り、保管します。

STEP 3



○指定店から納品(納車)されます。

STEP 4



○納品後は速やかに、物資購入票に受領印を押印、希望支払方法等を記入して、共済事務担当者にお渡しください。指定店に販売価格等の確認を行った後、共済組合から指定店に直接送金いたします。
○ご希望の償還回数に基づき、元利均等償還により定例償還額を算出し、立替決定月の翌月から、給料・賞与からの控除により償還(返済)していただきます。

★ 簡単 4STEP

共済組合の物資供給事業契約業者(指定店)*1では、自動車等の購入にあたり、共済組合立替払い(ローン)が、簡単4STEPでご利用いただけます。

★ 選べる

便利 な償還(返済)方法

支払い忘れのない給与控除で、毎月償還分は60回以内、賞与償還分は共済組合立替金額の半分以上を償還期間内で自由に設定でき、償還期間中に手数料無料で一部・全部の線上償還もできます。

★ 比べてください

低利 な償還利率

平成26年1月1日現在、年利2.9%(変動金利*3)で保証料等は不要です。

☐●お願い●☐

貸付事業及び物資供給事業のご利用にあたっては、収入と借入のバランスを考えた返済計画を立ててください*4。

注意事項

*1: 指定店については、共済組合ホームページでご確認ください。

*2: 利用限度額は200万円で、未償還元金がある場合は、その金額を200万円から差し引いた金額が限度額となります。また、共済組合の貸付事業及び物資供給事業の毎月償還額の合算額(新規利用分を含む。)が給料月額の30%を超える場合、又は年間償還額の合算額(新規利用分を含む。)が年収の30%を超える場合はご利用できません。

*3: 物資供給規程の本則利率の改正や財政融資資金利率の変動に伴って、償還途中であっても償還利率(償還額)が変更される場合があります。

*4: 過去に貸付事業・物資供給事業の規定に違反している場合、給料等の差し押さえを受けている、又は債務超過により返済が困難と認められる場合、その他利用が不適当と認められる場合等はご利用できません。

● 共済貯金に加入しませんか? ●

比べてください 普通貯金 なのに有利な年利1.0%

(税引後年利0.79685%・平成26年1月1日現在)

共済貯金は、出し入れ自由な普通貯金です。いつでも指定金融機関の窓口から預け入れができ、給料からの控除による預け入れもできますので、将来に備えた計画的な貯蓄が可能です。定期預金とは違い、払戻しも毎週行っていますので大変便利です。

ご加入のお申込みは、所属所の共済事務担当課(係)までお申し出ください。

共済貯金の払戻スケジュールは、共済組合ホームページでご確認ください。

■ 物資指定店 (店舗取消・取扱品目の追加)

区分	年月日 (変更は届出日)	指定店名	所在地	電話番号	取扱商品
取消 (店舗)	H25. 10.31	愛媛トヨペット(株) カーステーション平井			自動車
取消 (店舗)	H25. 10.31	愛媛トヨペット(株) 南宇和店			自動車
取扱品目 の追加	H25. 11.11	(有)川内ホンダ販売	東温市南方 548-1	(089) 966-2478	自動 二輪

えひめ共済会館利用料金改定のお知らせ

えひめ共済会館の利用料金を、平成26年4月1日からの消費税率の引上げに伴い、下表のとおり改定いたします。なお、宿泊料につきましては、これまでの客室タイプのAタイプ(耐震補強機材なし)とBタイプ(耐震補強機材あり)の区分を廃止いたします。

ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

宿泊料 平成26年4月1日～

	客室タイプ	宿泊者数	利用料金
宿 泊 料	洋室シングル	1人	4,644円
	洋室シングル(バスなし)	1人	3,564円
	洋室ツイン・和室	1人	5,400円
		2人	8,856円
	バリアフリールーム	1人	5,184円
		2人	7,776円

備考 1 宿泊料は、消費税8%を含んだ料金です。

2 組合員及び被扶養者の宿泊料は、上記金額からえひめ共済会館利用助成額[1人1泊2,400円]を控除します。(公費出張を除く。)

3 宿泊日当日のキャンセルは、キャンセル料を申し受けますのでご了承ください。

会議室使用料 平成26年4月1日～

	階	室名	面積㎡	全日	午前	午後	夜間	時間増
				9時～17時	9時～12時	13時～17時	18時～21時	1時間当たり
2階	勝山	71	24,408円	11,664円	15,876円	15,876円	4,212円	
	湯月	40	16,956円	8,424円	10,584円	10,584円	2,916円	
	石鎚	55	28,620円	13,824円	19,116円	19,116円	4,860円	
4階	豊明	240	61,776円	30,888円	41,256円	41,256円	10,368円	
	(寿・雅)	120	30,888円	15,444円	20,628円	20,628円	5,184円	
	末広	100	34,992円	17,496円	23,760円	23,760円	5,940円	
5階	真珠	60	24,408円	11,664円	15,876円	15,876円	4,212円	
	椿	74	28,620円	13,824円	19,116円	19,116円	4,860円	
	桜	30	16,956円	8,424円	10,584円	10,584円	2,916円	
9階 (和室)	瀬戸 (51畳)	85	32,400円	16,200円	21,600円	21,600円	5,400円	
	(五色) (30畳)	50	23,760円	11,340円	15,444円	15,444円	4,212円	
	(来島) (21畳)	34	23,760円	11,340円	15,444円	15,444円	4,212円	

備考 1 会議室使用料は、消費税8%を含んだ料金です。

2 利用時間は、1時間単位でもご利用いただけます。

3 利用時間は、準備・後片付けの時間を含めてお申込みください。

4 組合員利用の場合は、会議室使用料を25%減額します。

5 利用者が会場を設営される場合は、会議室使用料を20%減額します。

6 会議はご利用日の6日前以降に、会食はご利用日の2日前以降にお取り消しをされた場合は、キャンセル料を申し受けます。

A HAPPY NEW YEAR

本年もえひめ共済会館をよろしく願っています。



(写真は10人盛)

～お品書き～

冷菜	鰹と白アスパラ彩どりサラダ
造り	台盛り(三種)
温物	枝豆がんとベーコン煮
洋皿	粒帆立のナポリパイ包み イタリアンソース
焼物	ブリかま袖庵焼き
鍋物	寄せ鍋
揚物	うるめ鰯二色揚げ
御飯	五目釜飯
果物	一口ケーキと季節のフルーツ

「新年会」プランは平成26年2月28日まで

2時間飲み放題 一人様 **1,500円** (税込)

瓶ビール・日本酒・焼酎・チューハイ・ソフトドリンク
ワイン・ウイスキー・ノンアルコールビール

新年会いちおしおすすめプラン

・和洋卓料理・ **3,500円** (税込)

※その他ご予算に合わせた各種料理・鍋コースもご用意させていただきますのでお気軽にお問い合わせください。

宿泊予約状況 (12月12日現在)

2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	●	●	●	●	●	●	●	×	●	●	●	●	●	●	●
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金			
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			

3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

● 余裕あり ▲ あと僅か × 満室

「四国4県共済会館・宿泊施設合同キャンペーン」

「四国旅劇場」第2幕 四国の味を 食べ尽くそう!

平成27年3月31日まで

1日目 一人様 1泊2食付 7,500円(税込)

2日目 10%off 3日目 50%off 4日目 無料

巡れば巡るほど、お得になる!! ご予約はお電話にて好評承り中!!

詳しくはえひめ共済会館ホームページをご覧ください。

ご予約・お問い合わせは.....

えひめ共済会館

TEL 089-945-6311

FAX 089-945-6322

〒790-0003 松山市三番町5丁目13-1

<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>



道後温泉(松山市)

表紙によせて

道後温泉は、松山市に湧出する温泉で、日本最古の温泉の一つといわれています。明治27年に改築された三層楼の道後温泉本館は国の重要文化財に指定されており、夏目漱石の小説「坊っちゃん」にも登場します。

その昔、白鷺が岩の間から流れ出る湯に痛めた足を浸していたところ、傷が癒えて飛び立っていききました。その様子を村人が見たのが道後温泉発見の起源と言われており、白鷺は道後温泉のシンボルになっています。

泉質はアルカリ性単純泉で、湯治や美容に多くの人々から親しまれています。

組合の現況

(平成25年11月末現在)

◎所属所数	41
◎組合員数	14,741人
男	9,639人
女	5,102人
◎平均給料月額(短期)	306,385円
◎被扶養者数	17,691人
(含任継)	内242人
◎任意継続組合員	351人
◎年金受給者数	16,873人